

国 都 計 第 19 号  
平成 22 年 5 月 25 日

各都道府県知事  
各指定都市の長 殿

国土交通省都市・地域整備局長

### 都市計画運用指針の改正について

今般、農地法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 57 号）及び農地法施行令等の一部を改正する政令（平成 21 年政令第 285 号）の施行に伴い、「都市計画運用指針（平成 12 年 12 月 28 日付け建設省都計発第 92 号建設省都市局長通知）」の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成 22 年 6 月 1 日から施行することとしたので通知する。

本指針の運用にあたっては、下記に留意していただくようお願いする。

なお、都市計画運用指針は、地方自治法第 245 条の 4 の規定に基づき行う技術的な助言の性格を有するものであり、各地方公共団体におかれては、引き続き、今後の都市計画制度の運用に当たって、参考としていただきたい。

都道府県におかれては、貴管内市町村（指定都市を除く。）に対して、本通知を周知いただくようお願いする。

また、改正後の指針については、国土交通省のホームページに掲載されているので、適宜ご活用いただきたい。

### 記

この通知の施行の際現に「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年 11 月 1 日付け 14 農振第 1452 号農林水産省農村振興局長通知）別紙 1 第 3 章第 4 の 3 の (1) の②の b の規定による事前調整が行われている区域区分に関する都市計画の決定又は変更（同 (2) の規定による事前協議が平成 22 年 12 月 31 日までに了するものに限る。）については、改正前の都市計画運用指針Ⅳ-2-1 の B の 1 の (3) の①の 2) の規定は、この通知の施行後も、なおその効力を有する。

以上